

議案第二十三号

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する訓令について

令和八年三月二十六日

港区教育委員会

令和8年3月26日  
教育委員会議案資料 No. 11

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部を改正する訓令

(案)

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程（令和四年港区教育委員会訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第五条中第三項を同条第四項とし、同条第二項中「別表第二」を「別表第三」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「時差出勤」を「前項に定めるもののほか、時差出勤」に、「別表第一」を「別表第二」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

職務の性質により第二条及び第三条の規定によることができない職員並びにその職員の正規の勤務時間の割振り及び休憩時間は、別表第一のとおりとする。この場合において、職員の正規の勤務時間は、一週間当たり三十八時間四十五分（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従い教育委員会が定める時間、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつては十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で教育委員会が定める時間）とする。別表第二を別表第三とし、別表第一を別表第二とし、付則の次に次の一表を加える。

別表第一（第五条関係）

<p>職務</p>	<p>預かり保育に従事する職員</p>
<p>正規の勤務時間</p>	<p>午前七時四十五分から午後六時十五分までの間において、四週間を同じ一週間について平均三十八時間四十五分勤務するものとし、その割振りは、教育委員会が定める。</p>
<p>休憩時間</p>	<p>勤務時間が六時間を超える場合は一時間とし、その時限は、教育委員会が定める。</p>

付 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程新旧対照表

改正案  
現行

<p>(前略)</p> <p>(特例)</p> <p>第五条 職務の性質により第二条及び第三条の規定によることができない職員並びにその職員の正規の勤務時間の割振り及び休憩時間は、別表第一のとおりとする。この場合において、職員の正規の勤務時間は、一週間当たり三十八時間四十五分(育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従い教育委員会が定める時間、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつては十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で教育委員会が定める時間)とする。</p>	<p>(前略)</p> <p>(特例)</p> <p>第五条</p>
<p>2) 前項に定めるもののほか、時差出勤(条例第四条第一項に規定する一日の勤務時間の割振りを変更せず、始業若しくは終業の時刻を繰り上げ、又は繰り下げることにより、第二条第一項に規定する正規の勤務時間の割振りとは異なる時間帯に勤務することをいう。以下同じ。)により勤務する職員の勤務時間及び休憩時間は、別表第二のとおりとする。</p>	<p>1) 時差出勤(条例第四条第一項に規定する一日の勤務時間の割振りを変更せず、始業若しくは終業の時刻を繰り上げ、又は繰り下げることにより、第二条第一項に規定する正規の勤務時間の割振りとは異なる時間帯に勤務することをいう。以下同じ。)により勤務する職員の勤務時間及び休憩時間は、別表第一のとおりとする。</p>

- 3| 休業日において、時差出勤により勤務する職員の勤務時間及び休憩時間は、別表第三のとおりとする。
- 4| (略)

(中略)

別表第一(第五条関係)

職務	正規の勤務時間	休憩時間
預かり保育に従事する職員	午前七時四十五分から午後六時十五分までの間において、四週間を通じて平均三十八時間四十五分勤務するものとし、その割振りは、教育委員会が定める。	勤務時間が六時間を超える場合は一時間とし、その制限は、教育委員会が定める。

別表第二 (略)

別表第三 (略)

- 2| 休業日において、時差出勤により勤務する職員の勤務時間及び休憩時間は、別表第二のとおりとする。
- 3| (略)

別表第一 (略)

別表第二 (略)

(後略)

付則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

(後略)